

重要事項説明書

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者・事業所の概要

法人名	社会医療法人 康陽会		
法人所在地	仙台市宮城野区大槻15番27号		
電話番号	022-291-5191	FAX番号	022-291-4260
代表者氏名	理事長 縄田 淳		
事業所の名称	仙台東部訪問看護ステーション		
事業所所在地	仙台市宮城野区東仙台四丁目1番20号		
事業所管理者	所長 尾形 亜希子		
電話番号	022-296-2055	FAX番号	022-292-2628

2. 事業の目的と運営方針

(事業の目的)

社会医療法人 康陽会 が開設する仙台東部訪問看護ステーションが行う、指定訪問看護事業並びに介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師等が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が及び指定訪問看護並びに介護予防訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(運営方針)

ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

3. 職員体制

管理者	常勤 1名 (看護師兼務)	看護師	常勤 5名
-----	---------------	-----	-------

4. 訪問地域及び営業時間

訪問地域	仙台市宮城野区の全域、青葉区の第二・上杉山・五城・五橋・台原・北仙台中学校区、泉区の八乙女・南光台・鶴が丘・南光台東中学校区、若林区の八軒・南小泉・蒲町・沖野中学校区とする。事業所を中心として宮城野区全域、青葉区柏木、泉区八乙女、若林区沖野の範囲
営業日	月曜日から金曜日まで。(国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く)但し、必要に応じて休日営業を行うことがあります。
営業時間	午前9時から午後5時30分まで。

*電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。(緊急時訪問看護加算加入者)

5. 利用料

訪問看護サービスの利用料は、以下のとおりです。

※診療報酬、介護報酬改訂で、料金に変更された場合にはそれに準じます。

(1) 介護保険

- ① 訪問看護及び介護予防訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用者負担額及びその他費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求致します。
- ② 提供を受ける訪問看護サービスが介護保険・医療保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 事業者は原則として、利用者に対し、利用月の翌月10日までにサービスの提供日に、利用料等の内訳を記載した請求書をお渡しします。
- ④ 毎月の利用料は、原則として15日に、下記の郵便局口座に自動払込手続きをして頂き、お支払いをお願いします。但し、支払日まで払込手続きが完了しない場合は、翌月に2ヶ月分のお支払いをお願いします。困難な場合はご相談下さい。

引落手続きが完了したのち、15日に入金を確認できなかった場合は、振込用紙を郵送しますので、25日までに利用者が振込を行うようお願いいたします。但し、この場合、振込手数料は利用者負担となります。

郵便局 口座番号	0225-9-123623	フリガナ	センダイトウブホウモンカンゴステーション
		口座名称	仙台東部訪問看護ステーション

(介護保険利用料)

*地域単価…仙台市は6級地に当たり1単位の単価は10.42円となり、小数点以下の誤差がでます。

*早朝・夜間は所定費用の25%、深夜は所定費用の50%の加算がされます。

(2) 医療保険 ※別紙3「訪問看護医療保険加算等説明書」で説明します。

- ① 訪問看護サービスを、医療保険の適用にて受ける場合、健康保険証、後期高齢者証の負担割合に応じてお支払い頂きます。その他の方は、各種受給者証の個人負担割合をお支払い頂きます。
- ② } 介護保険と同様。
- ③ }
- ④ }
- ⑤ 当事業者の休日（土・日・祝日、12月31日・1月2,3日）に訪問看護を行った場合は、下記のとおり休日加算を頂戴致します。

・30分迄 1,000円 ・60分迄 2,000円 ・90分迄 3,000円

(医療保険利用料)

*早朝・夜間は所定費用の25%、深夜は所定費用の50%の加算がされます。

6. キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合には、以下の通りのキャンセル料を頂きます。キャンセルが必要になった場合は必ずご連絡下さい。

(連絡先：仙台東部訪問看護ステーション ☎022-296-2055)

訪問日前日の午後5時30分までに連絡があった場合	無料
訪問日前日の午後5時30分までに連絡がない場合	500円

※但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は考慮します。

7. 苦情申立窓口

利用者または利用者の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合には、当事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

当事業所の苦情窓口 仙台東部訪問看護ステーション 管理者 尾形 亜希子	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 022-296-2055 面接 当事業所
仙台市健康福祉局 保険高齢課 介護事業支援課 居宅サービス指導係	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 022-294-8192
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 022-222-7079

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡致します。

9. 事故発生時対応

(連絡体制)

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行います。

(事故の記録)

当事業者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。これは2年間保存することとします。

(損害賠償)

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者または利用者の家族に対して損害を賠償します。但し、当事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

前項の場合、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合には、賠償を減額する事が出来ます。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意して下さい。

- (1) 訪問看護職員は、介護保険制度上、利用者に対してのみ訪問看護を提供する事とされています。家族の方に対して訪問看護を行うことはできませんのでご了承ください。
- (2) 訪問看護職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。